

市民生活

広島市議会議員（南区）

松坂 知恒

消防設備点検と改修

一、恐ろしい火事

火事は恐ろしい。祖父がよく言っていた。「泥棒は物だけ盗っていくが、火事は家ごと盗っていく。気をつけろ。」そう言いながらパトロールしていた。

我が家にも火災報知器や避難口を示す非常灯そして消火ホースも収納されていた。その後大きな建物にはスプリンクラーなど新鋭設備が備わったが、火災は跡を絶たず毎年多くが死亡している。

先日も近所の旅館で火事が有り二名の宿泊客が死亡した。焼け跡は布団などが散乱し悲惨な情景を呈していた。

広島市の所有する施設は九百以上にも及ぶ。これは皆、市民の貴重な財産である。しかしその財産は適切な管理下に無かったのである。

二、消防設備点検

消防設備については、施設の防火管理者によりその設置と維持管理とが消防法第八条第一項に定められている。しかも設備の点検については六ヶ月毎に自らまたは総務大臣の認める資格を有する業者に点検させることになっている。さらに所轄の消防署へ三年に一度点検結果報告書の提出を義務づけられている。

広島市所有の施設における消防設備点検業務について、不思議な契約になっていると聞き早速調査に乗り出した。

ある文書を入手した。それは消防局総務課長名で各局の予算事務統括課長あての文書である。そこには、来年度の消防設備点検の契約を結ぶので、獲得した平成十八年度の予算額を消防局に知らせよというのである。

施設を管理する各局、例えば本庁舎の管理は企画総務局総務課であるが、企画総務局総務課は消防局総務課に契約依頼書を提出した上で予算限度額を知らせ、それを限度額として消防局総務課は予定価格を設定し、都市整備公社防災部と消防設備点検業務について特命随意契約を結ぶのである。

都市整備公社防災部は以前は広島市防災センターと呼ばれていた消防局の外郭団体である。本来は防災に関する知識及び技術の向上並びに防災意識の高揚と、災害発生時の応急活動の拠点となっている。以前、市の施設の消防設備点検は、競争入札で点検業者と施設ごとに契約を交わっていた。センターが設立された昭和六十一年以降、所管局とセンターとの特命随意契約となり、その仲介を消防局が行なっている。

三、人件費捻出の仕組み

防災センターは平成十七年四月に都市整備局防災部となったが、所管局は消防局である。点検業務にあたる防災部業務課の職員二十六名はすべて消防局の派遣職員かOBである。

十七年度において市の九百一施設の消防設備点検を特命随意契約で受託した結果、防災部は総契約額一億七千八百二十万円のうち、事務費として千七百五十二万円を受け取り、直接点検した二百三十七施設の点検費用として六千六百二十万円を受け取っている。合わせて八千三百七十二万円これが防災部業務課二十六名の人件費に充当されている。

残る六百六十四施設は防災部が民間の点検業者に委託しており、この委託料総額は六千六百万円である。委託による契約残は二千八百四十八万円である。各施設の契約額は、予算限度額のほぼ百パーセントである。

すなわち消防局は各局から点検業務の予算額を提出させ、その百パーセントを予定価格とし二百三十七施設についてはその全額を、残る六百六十四施設についても十パーセントを事務費として防災部に支払っている。

契約とは言いながら、予算の大半は消防局と防災部の好きなように持っていかれて、経費の節減という方針が入り込む余地は全く無い。

なぜ防災部と特命随意契約を結ぶのかと問うと、消防局中田英樹次長は、民間の点検業者と各施設が契約するとずさんな点検になっていた。防災部が立ち会うことによって、きちんとした点検になっていると言うのである。

では、全部の点検、消火器一つ一つの点検に防災部が立ち会うのかと問えば、防災部の三浦孝治業務課長は、それは無理で一部にしか立ち会っていないという。それなら業者がいい加減な点検をしても見抜けないではないかという、中田次長は消防局が防災部のバックにいるから業者はいい加減な点検はできないのだと胸を張った。

四、点検結果の実態

私が南区役所の消防点検結果総括表を南区から入手してみると、設備はすべて良と点検結果に記されていた。業者名は明記されているが、立会者の欄は、都市整備公社のゴム印が押してあるだけである。業者の点検者、防災部の立会者そして防災管理者のサインはどこにもない。点検業務の履行確認がなされていない。しかし点検結果はすべて良であった。

点検日に点検結果を告知した文書はないとのことであった。点検結果報告書は、点検から一ヶ月後に業者から防災部を経由して施設の防災管理者の元に届くのである。

しかし防災部が立ち会っているからといって、十分な点検がなされているのかどうか不安ではないかと問うと、消防局の中田次長や齋藤啓司総務課長は、「それなら企画総務局の総務課に行って点検結果報告書の内容を見てもらえば、いかにまじめにやってあるから判る。」と言い放った。とんだいいがかりであるという調子であった。

それならと企画総務局に行くと十七年七月の点検結果報告書が出てきた。表紙をはぐると市役所本庁舎、議会棟の消防設備点検結果総括表の一ページ目であった。消火器具、屋内消火栓設備、

スプリンクラー設備、泡消火設備のいずれも判定は不良で不良箇所が記されていた。二ページ以降自動火災報知設備、誘導灯、排煙設備、非常照明にいずれも不良と記され、合計二百二十六箇所で不良となっていた。業者はかなり詳細に点検し不良と判定していることが判った。

何ページかはぐると消火器具調査表というページに目がとまった。本庁舎地下二階駐車場南に設置された消火器具の判定が×である。それも平成十三年七月以降十七年七月まで五年間九回の点検とも×である。×の理由は紛失とある。これは平成十三年七月の点検の際、地下二階駐車場の南側にあるべき消火器が設置されていなかったという結果なのだが、半年毎の点検においても設置されていなかったということである。他の四箇所においても×印が数年にわたって並んでいた。

「どうしてこういう結果になっているのか。」と問うたところ、竹内功総務課長も防火管理者である土佐計課長補佐も首をかしげている。半年に一回提出される点検結果報告書を見て、消火器の補充や交換をしていれば、これほど×が並ばないのではないかと問うと、竹内も土佐も報告書を読んだことがないと正直に白状した。

点検のたびに業者や立会人の防災部職員から注意されたことはないのかと問うと、竹内も土佐もそれはないと言う。何も言われないので改修しておりませんと頭を下げながら言った。スプリンクラーや防火扉、排煙口の不備もこの日初めて竹内や土佐は知ったのである。防火管理者が消防設備の改修をしなければ、火事になるとスプリンクラーも防火扉も作動せず、非常灯も点灯せず、職員も来庁者も皆死ぬではないか。開いた口が塞がらなかった。

五、チェックしない消防局

ついで防災部の三浦課長に、点検結果報告書は業者からすべて届くのかと問うと、すべて届くという。総括表だけでも目を通していいのかと聞くと、しまったという顔をして見ていないと答えた。立会人として点検に参加したのであるから報告書を見て施設の防火管理者に知らせてやるべきではないかと問うと、その通りだが報告書を見ていなかったと重ねて答えた。

中田次長、斎藤課長に対して、「業者の点検はきちんとやってあるのだからと言っておったが、改修が五年間全くなされていなかったことを知っていたのか。」と問うと、「知っていなかった。」とつぶやき二人とも絶句した。高い委託契約料を払ったにも拘らず、五年間点検不備の改修が全くなされていなかったことは五年間の点検料は全く無駄になったということである。

不備を改修すべきと注意する権限は、消防法では消防局か所轄の消防署にあるため、中消防署の田中孝治予防課長から話を聞いた。「五年間も放置して悪質であるから、中署から措置命令を出せ。」と迫ると、それはできないと言う。理由を問うと、十六年五月の本庁舎議会棟の点検結果報告書が中署に提出されていない。十七年十一月に催促したが十八年二月現在出されていない。出された段階で本庁舎、議会棟に査察におもむきその結果不備があれば通知書を発行する。それが無視されれば警告書を発行し、それも無視されてはじめて措置命令が出せる。ちなみに命令は平成十四年に五件発令して以来発令していない。

本来危険な施設とは毎日不特定多数の市民が出入りする、駅、病院、百貨店、興行所であり役所や学校はあまり危険度は高くないから査察も後回しであると説明した。

それでは、防火管理者が意識を高め、自発的に消防設備の不備を改善しなければ中署が査察もしないのであれば誰も注意する者がいない。

防災部が点検業務に係っても市施設の防火管理者を注意したり処罰する権限がないのでどうにもならない。

六、議会で追求

二月二十三日の本会議で本庁舎議会棟の不備が放置してあることを指摘し、全施設の点検結果を再調査せよと迫った。南部盛一企画総務局長は謝罪した。

二月二十七日の総務委員会にも質問に立ち、消防局が契約事務に介入しても、設備の不備は改善されていない。消防局はこの契約から手を引き、本来の消火や施設の査察、指導に戻ること。企画総務局や市民局は自ら所管する施設の消防設備点検については、自らが業者と競争入札を行った上で、契約を結び、点検結果の報告を受けた上ですみやかに改善し、六ヵ月後の点検に備えよと主張した。

竹内課長と市民局の松村司振興課長は、自ら契約し施設管理することを検討すると答弁した。私が調査した範囲でも市立の学校施設や西区、中区の市営住宅において、消防設備の不備が一年以上にわたって放置されていた。

消防局の與迫孝治予防課長によると、市の施設二千百四十一棟に対し平成十七年四月から平成十八年二月にかけて査察を行った。その結果は八百九十六棟のうち六百八十六棟の不備があり、その査察結果について初めて文書で改修依頼をしたそうである。まだ千二百四十五棟の査察が実施されていない。十八年二月二十五日現在企画総務局がとりまとめた結果は、報告のあった千三百六十一施設中不良施設は二百八十四で、二十一パーセントが不良であった。まだ全体の報告は上っていない。

七、誰が責任を取るのか

庁舎や施設を訪れる市民はおろか、そこで業務している職員も、われわれ議員も消防設備の不備を知っていない。本庁舎では五つの階でスプリンクラーが作動せず、消火のための放水がされない状態であった。

本庁舎や議会棟の改善は、三月中にほぼ完了するそうであるが。他の施設についての不備はいつ改善されるのか。点検結果の把握についても長時間かかっている。広島市は組織としての体をなしていない。なぜこのような事態になってしまったのか。

契約を丸投げし、当事者意識を喪失した各局の施設管理担当者。契約を丸投げさせ、防災部職員の人件費確保を最優先させた消防局。それに甘え、点検結果に注意を払わなかった防災部業務課。その責任を問わねばならない。ただし施設の防火管理者の多くは半年ごとの点検に立ち合い、すみやかに改修を行って次回の点検に備え、市民や職員を火災から守っていることも事実である。

消防局の中田次長、斎藤課長が本庁舎、議会棟の点検結果報告書の閲覧をすすめてくれたおかげで、全施設の不備の改修がはかられることになったことを感謝したい。それにしても、いまだに開いた口が塞がっていない。誰が責任をとるのか。不備を五年にわたって放置しておいて指摘されても、すみません、改修しておきますと言って改改修しておけば、それで済むのであろうか。誰も指摘しなければまた五年間放置される。点検結果と改修結果とを毎年ホームページで市民に公表して、自ら律するべきと思うが、果たしてこの業務の履行を市は市民に対してどのように示すのであろうか。